

**監査公表****●金沢市監査公表第13号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年11月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島	太	

**1 財務事務監査**

## (その1)

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日  | 令和4年10月13日               |
| (2) 措置を講じた局等     | 都市整備局市営住宅課               |
| (3) 監査結果の公表年月日   | 平成23年2月14日（平成23年監査公表第1号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 |                          |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
市営住宅使用料について、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。	令和4年3月に金沢市財務規則を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

## (その2)

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日  | 令和4年10月13日               |
| (2) 措置を講じた局等     | 都市整備局市営住宅課               |
| (3) 監査結果の公表年月日   | 平成25年3月21日（平成25年監査公表第2号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 |                          |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
市営住宅使用料について、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。	令和4年3月に金沢市財務規則を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

## (その3)

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日  | 令和4年10月18日               |
| (2) 措置を講じた局等     | 企業局お客さまサービス課             |
| (3) 監査結果の公表年月日   | 平成24年3月21日（平成24年監査公表第3号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 |                          |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
水道料金については、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。	令和4年3月に金沢市財務規則及び金沢市企業局会計規程を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

## (その4)

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日  | 令和4年10月20日               |
| (2) 措置を講じた局等     | 市立病院事務局                  |
| (3) 監査結果の公表年月日   | 平成23年3月22日（平成23年監査公表第3号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 |                          |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
平成17年の最高裁判決で公立病院の診療債権は私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。	令和4年3月に金沢市財務規則及び金沢市立病院会計規程を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

## (その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年10月20日  
 (2) 措置を講じた局等 市立病院事務局  
 (3) 監査結果の公表年月日 平成26年3月24日（平成26年監査公表第4号）  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
診療債権については、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直す必要がある。	令和4年3月に金沢市財務規則及び金沢市立病院会計規程を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

## 2 経営に係る事業の管理監査

## (その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年10月20日  
 (2) 措置を講じた局等 市立病院事務局  
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年3月23日（平成21年監査公表第4号）  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
診療債権は私法上のものであることが最高裁判決で示されたことから、消滅時効の取扱いなど債権管理のあり方を見直されたい。	令和4年3月に金沢市財務規則及び金沢市立病院会計規程を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。